

24655-1048  
令和2年4月17日

各指定地方公共機関の長 殿

宮崎県健福祉保健部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態措置  
の実施等について

本県における感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添写しのとおり通知があり、本県の対応方針を別紙のとおり変更しましたのでお知らせします。

つきましては、指定地方公共機関においても当該方針に沿った御対応をよろしくお願いいたします。

なお、指定地方公共機関において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施した場合には、別添様式により報告してください。

(文書取扱 感染症対策室)

担当：感染症対策担当 廣池
電話：(0985) 44-2620
FAX：(0985) 26-7336





閣 副 第 4 5 4 号  
令和 2 年 4 月 16 日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長  
樽 見 英 樹  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等  
緊急事態措置の実施等について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 3 月 26 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づく政府対策本部を設置し、令和 2 年 4 月 7 日に、特措法第 32 条第 1 項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされました。

本日、特措法第 32 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項第 2 号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置（第 46 条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域を全都道府県へと変更するとともに、特措法第 32 条第 6 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

このことを踏まえ、特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、その実施に当たっては、この趣旨に沿って適切に対処されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び特措法第 2 条第 7 号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）にも、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 緊急事態措置の実施に係る事前協議

基本的対処方針三（６）３）⑦において、「特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。」とされていることを踏まえ、特措法第 38 条第 1 項に規定する特定都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、緊急事態措置の実施にあたっては、特措法第 16 条第 1 項に規定する政府対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）に対し、事前に協議を行うこと。

### 2 緊急事態措置の実施に係る報告

基本的対処方針三（６）３）⑧において、「緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。」とされていることを踏まえ、特定都道府県知事は、別紙様式第 1 により、緊急事態措置を実施した際は、遅滞なく、政府対策本部長に対し、その旨及びその理由を報告するとともに、別紙様式第 2 により、特措法第 38 条第 1 項に規定する特定市町村長及び指定地方公共機関の長が緊急事態措置を実施した旨及びその理由に係る報告を取りまとめ、遅滞なく、政府対策本部長に報告すること。

### 3 大型連休期間中における都道府県の区域を超える不要不急の移動の自粛の要請の徹底

基本的対処方針三（３）⑩において、「特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第 45 条第 1 項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。政府は、必要に応じ、当該不要不急の移動の自粛に関し、法第 20 条の規定による総合調整を行う。」とされており、特定都道府県知事は、これを踏まえ、住民に協力を要請するなど、適切に対応するとともに、要請等を行ったことを、別紙様式第 3 により、遅滞なく、報告すること。

## 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第8回）

日時：令和2年4月17日（金）16:00～

場所：講堂（本館2階）

### 次 第

- 1 緊急事態宣言の対象拡大を受けた宮崎県の対応等について
  
- 2 その他

（資料一覧）

- 資料1 緊急事態宣言の対象拡大を受けた宮崎県の対応（令2年4月17日）  
（参考）県の対応方針（令和2年4月3日）
- 資料2 みんなで宮崎を元気にする行動プラン（令和2年4月17日時点）
- 資料3 新型コロナウイルス感染症の影響と対策（令和2年4月15日時点）
- 資料4 知事メッセージ

## 緊急事態宣言の対象拡大を受けた宮崎県の対応 (R2.4.17)

緊急事態宣言発令中      ～感染拡大防止の徹底を～

“人と人との接触の機会を低減し、  
感染しない、うつさない、ウイルスを持ち込まない、感染の連鎖をつくらない”

- |       |   |
|-------|---|
| 1 区 域 | 宮崎県内全域  |
| 2 期 間 | 令和2年5月6日(水)まで   |
| 3 適 用 | 県の対応方針(令和2年4月3日)について、上記の期間に限って「2 県の主催するイベント等・公の施設(1)(2)」及び「3 県民や市町村等への要請」を変更する。<br>(下線部が今回の新たな要請・対応の部分) |

## 4 実施内容

### (1) 県民の皆様へ：

① 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することは、まん延防止の観点からできるだけ限り避ける(特にGW期間中は県外との往来自粛を徹底) ※1、※2

② 人との接触を7～8割減を目指すべきものとされていることや、他県のクラスター事例(注1)に留意し、できる限り外出を自粛

(注1)他県でのクラスター事例

ナイトクラブ、ライブハウス、ライブバー、カラオケ、飲食店(懇親会)、スポーツジム、卓球スクール、合唱団、展示会、医療機関、福祉施設、保育施設、会社・事業所

### (2) 県外の皆様へ：

① 帰省・出張や旅行(特にGW期間中)などの来県を自粛 ※2

② やむを得ず来県された場合、感染拡大防止対策を徹底

特定警戒都道府県(注2)にやむを得ず滞在した場合

※1 ・帰県後2週間の外出自粛

・マスク着用などの咳エチケットの徹底

※2 ・毎日の体温測定

・発熱など症状が出たら帰国者・接触者相談センターへ相談

(注2) 東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県(13都道府県)

(3) 県の主催するイベント等・公の施設 原則として、中止・延期又は利用制限等

(4) 県民や市町村等への要請 県の対応と同様の対応を要請

## (5) 県立学校

全ての県立学校を原則、4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業とする。

- 臨時休業期間中に登校日は設けない。
  - ※ 個別対応等に関することについては、個別に登校する機会を設けることはできる。
- 部活動も4月21日(火)から5月6日(水)まで中止とする。
- 業務に支障のない範囲で教職員の時差出勤や在宅勤務等を認める。
- 県立学校には、保護者等からの相談に応じる（休日・祝日を除く）窓口を設置する。

# 感染拡大防止対策

## 具体的な取組例

### 目的

飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 咳エチケット、手洗い、手指消毒の励行等</li> <li>・ <u>店舗、事務所内の定期的な消毒</u></li> </ul>
3つの密（密閉・密集・密接）の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）</li> <li>・ 密集する会議の中止（電話会議やビデオ会議等を利用）</li> <li>・ 利用者の入場制限、行列を作らない工夫、列間隔の確保（約2m）</li> </ul>
発熱者等との接触等を制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>検温・体調確認を行い、37.5℃以上や体調不調の者との接触等を制限</u></li> </ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）</u></li> <li>・ <u>出勤数制限（テレワーク等による在宅勤務等）</u></li> <li>・ <u>出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限</u></li> </ul>

### 【県庁における対策】

- ・ 不要不急の県外出張を控える
- ・ 普段からマスクの着用に努め、手洗いやうがいの徹底、咳エチケットを心がける
- ・ 毎朝の検温及び体調確認を行う（発熱等の風邪症状が認められる場合は、原則自宅で安静・療養）
- ・ 時差出勤の拡大
- ・ 在宅勤務制度の導入

## 県の対応方針

令和2年4月3日

- 1 感染者に対して積極的疫学調査を徹底することとし、濃厚接触者に対して、14日間、健康観察を実施するとともに、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請する。
- 2 県の主催するイベント等・公の施設について、基本的に以下のとおりとする。
- (1) 県内で圏域ごとに取扱いを決めるイベント等・公の施設
- 国の専門家会議(4/1)が指摘する三地域※1について、県内の7圏域(二次医療圏単位※2)のどれに該当するかを設定し、地域ごとに取扱いを定める。

地域※1	一例	取扱い※3 ※4
(A) <u>感染未確認地域</u>	感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	実施又は通常開館等を行う
(B) <u>感染確認地域</u>	感染者が一定数に収まっている	感染対策を徹底の上、状況に応じ、実施又は開館等を行う。
(C) <u>感染拡大警戒地域</u>	クラスターを含め感染者の発生が続発している	原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等(以下「制限等」)を行う※4

※1 圏域ごとに1例目が発生した場合は(B)地域とするほか、該当状況は迅速に公表

※2 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域  
④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、  
⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※3 実施等に当たり、感染対策の工夫などについて福祉保健部が相談に応じる

※4 ただし、入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する

(2) 県内の全域で、原則、制限等するイベント等

①全国から不特定多数の人々が集まる大規模なもの

②(i)換気の悪い密閉空間、(ii)人が密集している及び(iii)近距離での会話や発声が行われるという3条件が同時に重なるもの

(3) 実施等する場合には、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加の自粛を求めることを含め、感染対策(例は別紙)を徹底する。

3 県民や市町村等に対して、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

4 高齢者、未就学児、障がい者(児)等が利用する社会福祉施設等(通所・短期入所等に限る)において、利用者及び職員に感染者が確認された場合には、直ちに当該施設等に休業(休業期間やその他の対応方針を県と協議の上、決定することを含む)を要請する。

ただし、この方針は、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直す。

## みんなで宮崎を元気にする行動プラン ～今、私たちにできること～

感染拡大防止のため、思いやりの心でもって人と人の距離をとり、外出を控えて家で過ごす時間を増やす中でも、私たちにはできることがあります。

皆さん一人ひとりが心身の健康を保つとともに、ちょっとした心づかいと行動が、宮崎を元気にします。

みんなで宮崎を元気にするため、できることから、どうか御協力をお願いいたします。

### 健康で楽しく過ごすための行動

- 人混みを避けて、散歩やジョギングをしてみませんか。
- 県産食材を使って楽しくクッキングをしてみませんか。
- 1日3回の食事のリズムから健やかな生活リズムを作ることができます。朝食をしっかりとることで、いきいきした1日を始めましょう。また夜食や間食をとりすぎないようにしましょう。
- おうちで過ごす時間が長くなっても、楽しく健康づくりができます。  
○一流のスポーツ選手などが、自宅でも手軽にできる運動や体操を紹介している様々なサイトがあります。県でも「1130 体操」を紹介していますので、一緒に身体を動かしてみましょう。  
(<http://www.miyazaki-sports-shido-center.jp/sp1130/movie/index.html>)  
○特に高齢者の方は、動かないこと（生活不活発）により全身の働きが低下してしまいがちです。「二次健康被害」を防ぐため、おうちでも立ったり歩いたりして、動かない時間を減らしましょう。県では「ロコチェック・ロコトレ」のサイトで情報提供していますので、ちょっとした運動を心がけましょう。  
([http://kenkochoju.pref.miyazaki.lg.jp/cat\\_youtube/4025/](http://kenkochoju.pref.miyazaki.lg.jp/cat_youtube/4025/))  
○歯と口の健康は全身の健康にも関係します。リフレッシュもかねて歯磨きして見ませんか。  
「あなたにピッタリな歯のみがき方探してみよう」（出典：日本歯科医師会）  
(<https://www.jda.or.jp/hamigaki/>)
- こころの悩み、相談してみませんか。  
生活や仕事に関することなど、今後、さまざまなこころの悩みを抱える方々が増えることが予想されます。悩みはお話することで落ち着くこともあります。  
○こころの悩みの相談窓口「宮崎県精神保健福祉センター」  
(<http://seihocenter-miyazaki.com/>)
- 感染拡大により献血協力者が減少し、輸血用血液の在庫が不足し始めている地域もあるそうです。この機会に手軽で身近なく人助け>、献血をしてみませんか。

## 宮崎のことをより深く知って楽しむ行動

- 県内生産者を支え、地域経済を守っていくため、地産地消による「応援消費」に取り組んでみませんか。宮崎は食材や美しい花の産地です。新鮮で美味しい県産食材を毎日の食卓に取り入れたり、家庭や職場で花を飾ったり、大切な人に花を贈ったりすることで、あなたも元気になるとともに宮崎も元気にしてみませんか。
- 飲食店の皆さんが、持ち帰り用のランチやテイクアウト、デリバリーを行い、美味しい料理を気軽に楽しめるような取組を進めています。ぜひ応援消費としてこれらのサービスを利用し、自宅や職場で特別な時間を過ごしてみませんか。
- 県内企業や生産者の商品を紹介している様々なサイトがあります。自宅にいながら宮崎の商品を知ることができますので、ぜひご覧ください。  
○ディスカバー宮崎『宮崎を元気に！「応援消費」コーナー』  
(<https://www.discover-miyazaki.jp/ouen/>)
- 宮崎では今年10月、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が開催されます。アルケミストによる大会イメージソング「ひなたの真ん中で」は、とても明るく覚えやすい曲になっていますので、公式ホームページで手話付き動画を見て、この歌や手話を覚えてみませんか。
- イベントや会合等の中止で、ふとできた空き時間、普段は忙しくてなかなかできなかったことに取り組むことにより、自分の豊かな時間を取り戻してみませんか。例えば、読みたかった本を読んだり、絵本の読み聞かせをしてみる（日本一の読書県へ！）とか、短歌づくりに挑戦してみる（日本一の短歌県へ！）など。

これらのアイデア例をもとに、皆さん一人ひとりのアイデアを考えてみませんか。

## 新型コロナウイルス感染症の影響と対策

R2. 4. 15時点  
総合政策課

### I 経済・物流への影響等

#### (1) 商工観光分野

- ・ 宿泊客のキャンセルやサプライチェーンの停滞などといった影響に加え、2月末以降は、イベントの中止や会議の自粛などに伴い、飲食業、小売業、サービス業など、幅広い業種にわたって影響が拡大してきている。

※ 県内主要宿泊施設（66施設）のキャンセル状況  
（4/14現在 宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合調べ）

キャンセル総合計人数：190,401人

（内訳）

- ・ 国内：164,337人
- ・ 海外：26,064人

（県内主要宿泊施設66施設のうち、キャンセルの回答があったのは52施設）

※ クルーズ船の寄港中止状況（4/15現在）

<細島港> 2隻                      <油津港> 4隻

#### 《関係団体が把握している現在の状況》

- ・ 全ての業種で売上の目途が立たない状況で、資金繰りが急激に悪化している。既存借入金の返済や従業員の雇用の維持を懸念する相談が多い。
- ・ 来店客の減少や宴会のキャンセル、イベント等の中止により、飲食業、小売業等で売上が大幅に減少している。
- ・ 宿泊業では、予約のキャンセルが相次ぎ、特に、これまでインバウンドの比率が高かったホテルでは影響の規模が大きい。現在は予約がほとんど入らない状態。
- ・ 製造業では、材料の入手困難や輸出停止による生産性の低下が見られる。
- ・ 食品製造業では、卸先からの発注の減少により、生産調整を余儀なくされている状況で売上の減少はもちろん、従業員の雇用の維持が懸念されている。
- ・ 機械製造業では、サプライチェーンが海外に広がっており、県内でも受注の減少の影響がみられる。
- ・ 中小企業だけではなく、大企業も大変な状況になっている。
- ・ 急速に冷え込んだ需要喚起が必要となっている。
- ・ 路線バスについては、3月の利用者が前年同期比約30%減となっている。
- ・ フェリーでは、大型クルーズ船での集団感染発生がイメージダウンにつながり、旅客が大幅に減っている。
- ・ 航空業では、3月の利用者数が前年同月比約50%程度に激減、4月は更に減少しており大変厳しい状況。

## (2) 農林水産分野

### ① 本県農産物の国内消費への影響

- ・ 花きでは、様々なイベントの縮小や中止等により需要が減退しており、価格低下等の影響が見られている。
- ・ 果樹では、マンゴーにおいて主力販売先の百貨店や専門店の取扱が減少しており、価格低下の影響が見られている。
- ・ 野菜では、ほうれんそうなど業務用の冷凍野菜等の需要が減退している。

### ② 本県畜産物の国内消費への影響

- ・ 牛肉については、インバウンド需要や外食産業の不振などにより、国内需要が低下したことから枝肉価格が大幅に下落した。  
これに伴い、3月期の子牛セリ価格は、前回開催された子牛セリ価格と比較して下落している。
- ・ みやざき地頭鶏については、外食産業の不振などにより、国内需要が低下したことから在庫量が増加している。

### ③ 本県水産物の国内消費への影響

- ・ 飲食店キャンセルや学校給食停止に伴う、消費及び魚価への影響が出ている。  
※ 県内の主要な水産物消費地市場3市場、産地市場3市場へ聞き取りを実施(3/9、3/16、3/27、4/7)。
  - ・ 養殖カンパチの県内向け取扱量が約2/3に減、アマダイ2/3～半値程度に下落、カツオが約3割安。
  - ・ 航空減便による輸送への影響をはじめ、荷動きが悪化している状況。

### ④ 農畜水産物の輸出への影響

- ・ 中国本土において、水産物(養殖ブリ)で2月から出荷が止まっている。  
※ 取引量が少ないため、事業者の経営への影響は限定的。
- ・ 香港において、農産物(花き)や水産物(養殖ブリ及び水産加工品)の一部で、2月から出荷の停止又は延期が発生。  
※ 花きは3月末で海外向けの出荷がほぼ終了。
- ・ EUにおいて、水産物(養殖ブリ)で3月下旬から出荷が止まっている。
- ・ かんしょについて、3月から台湾やシンガポール等への輸出が減少傾向。
- ・ 牛肉について、輸出先国の需要が鈍っていることから、輸出量が減少傾向。

### ⑤ 県産木材の中国輸出と木材価格への影響

- ・ 中国本土の地域間の移動制限が緩和されたことにより、中国の港頭在庫の消化が進み、国内の港頭に滞っていた原木は3月下旬頃から輸出再開した。
- ・ しかし、今回の動きは残契約分の消化等これまで動いていなかった分が動いただけという側面があることや、国際的な経済活動の停滞から、引き続き情報収集に努める必要がある。

- ・ また、木材価格の低下が続いているが、木材輸出の回復の遅れや経済全体の悪化に伴う木材需要の減少によって、更なる木材価格の下落が懸念されることから、状況を注視していく。

#### ⑥ 小中学校の学校給食停止に伴う農畜水産物への影響

- ・ 米については、低温庫で保管するため、廃棄など大きな影響は見られない。
- ・ 野菜については、食材の調達停止に伴う市場価格への大きな影響は見られない。
- ・ 学乳用の生乳については、乳業団体が市販牛乳や加工仕向けとして調整している。なお、学乳の供給事業者においては、納品休止による減収が見込まれる。

#### ⑦ 農泊旅行者への影響

< 県内農泊主要5地域のキャンセル状況 (4/14現在) >

※高千穂郷・椎葉山、延岡、西都、北きりしま、串間の5協議会事務局に聞き取りを実施。串間を除く4地域でキャンセルあり。

- ・ 個人旅行：19人  
(日本：17人、欧米豪2人)
- ・ 団体旅行：359人  
(日本：163人、中国：64人、台湾：113人、香港：9人、欧米豪：10人)

#### ⑧ 農水産業分野における外国人材受入への影響

- ・ 今後新たに受け入れる予定であった技能実習生が入国できないため、帰国できない実習生の在留期間を延長することで対応する経営体がある。
- ・ 4月3日からの水際対策強化により4月に入国予定であったベトナムの特定技能外国人4名の入国の見通しが立たないため、受入れを12月以降に延期。
  - ※ 県内の農業分野に技能実習生を配属させている2つの監理団体及び農業関係団体に聞き取りを実施 (4/13)
- ・ 漁業分野では、3月20日からのインドネシア政府による海外渡航制限の影響を受け、3月末に入国予定であったインドネシアの特定技能外国人19名の入国の見込みが立っていない。
  - ※ 外国人材受入に関係する県内13漁協に聞き取りを実施 (3/9、3/16、3/24)
- ・ マルシップに関しては、R2年当初に帰国した船員が入国できず、減員で操業している経営体がある。

#### 《関係団体が把握している現在の状況》

##### (農業)

- ・ 外食や土産等の需要が落ち込み、農畜産物の消費量が減少している。特に、和牛枝肉価格が大幅に低迷している。

- ・暖冬により需要が減少した露地野菜や豚肉の価格低迷に追い討ちがかかっている。
- ・学校給食への食材（野菜・肉類・牛乳等）納品停止による販売減少と需給緩和
- ・イベント等の中止・延期・自粛による農畜産物・花き等の需要低迷
- ・今般の一斉休校により、農家の従業員が休業することによる労働力不足はさらに深刻さを増してきている。
- ・出荷・調整、収穫等の作業に支障をきたしている。
- ・すべての現場で、マスク・アルコール消毒剤等の予防資材の不足が発生している。特に家畜の疾病事案が続く中、畜産防疫資材が確保できない状況は、防疫面での不安材料である。

### （漁業）

- ・需要が減退し、単価が下がるとともに消費量が減少している。
- ・市場からの聞き取りによると飲食店のキャンセルが相次ぎ、水産物の需要は3～4割減少している。特に高級魚（シロアマダイ）は通常の半値程度。
- ・漁協直売所の2月以降の売上げはキャンセル等が相次ぎ3割程度減少している。
- ・中国で製造される漁網が現地工場の休止により納品が遅延している。

### （林業）

- ・製材品の動きが鈍く、一部の製材所は減産している。原木も、大径材や曲がり材などは販売不調となっており、更なる価格下落が懸念される。
- ・木材価格の下落等に伴い、バイオマス発電施設への出荷が増加し、受入れ制限を行う施設も見受けられる。
- ・チェンソーや刈払機など林業機械の取扱い資格に係る講習会が延期になり、4月に採用した新規作業員を現場の仕事に出すことができない。

## （3）公共交通機関

### ① バス

- ・貸切バスはキャンセルが相次いでおり、県バス協会加盟の28社の3月の稼働率は6%程度となっている。
- ・高速バスは福岡、熊本、鹿児島、延岡、高千穂を結ぶそれぞれの路線で、5/2又は5/6までの間、減便が実施（延長）される。
- ・路線バスは、イオン線、宮崎～日南線などレジャーでの利用が多い路線で利用者が減少。

### ② 鉄道

- ・JR九州（全体）の3月の定期券を除く在来線の収入（速報値）が前年同時期と比較して、57.2%減の落ち込み。
- ・4/15～5/31の特急列車等の運休や区間変更を追加決定。  
本県関係分は、にちりん（大分～宮崎空港間）、きりしま（宮崎～都城・西都城間）等について、1日あたり14本運休、3本運転区間変更。
- ・観光列車「海幸山幸」は、4/24～5/31まで運休。

### ③ 航空機

#### 【国際線】※4/13現在

##### ○ 運休、欠航等について

- ・アシアナ航空：3/1、4、6、11欠航、3/13～5/31運休
- ・イースター航空：3/5～3/28運休（その後引き続き夏ダイヤ（～10/24）も運休）
- ・チャイナエアライン：2/26、29、3～5月全便 計72便欠航

※3/19に予定していた木曜便の増便は5月以降に延期

- なお、政府は3/9から4月末まで中国・韓国便を成田、関西空港に限定。また、日韓双方での入国制限等もあり、アシアナ航空は4月末までの日本便全便の運休を決定。
- 台湾当局は日本に対し、渡航警戒情報を最高の「赤色」とし、台湾に到着した日本人は3/17午後4時以降は入境後14日間の外出禁止、日本への帰国も禁止した。また、3/19からは90日以内の短期滞留者へのビザ免除措置を停止しており、チャイナエアラインからは、当面基幹空港のみの運航になるとの連絡があった。

#### 【国内線】※4/13現在

##### ○ 減便等について（本県分合計1,679便）

- ・全日空：3/9～4/28の羽田線231便、伊丹線145便、合計376便  
（全国では3/6～4/28で7,152便）
- ・日本航空：3/7～4/28の羽田線で261便、伊丹線で187便、福岡線で239便、計687便（全国では3/6～4/28で11,595便）
- ・ソラシド：4/8～28の羽田線222便、中部線30便、合計252便  
（全国では4/8～28で923便）
- ・O R C：3/21～4/28の福岡線で78便
- ・ピーチ：3/21～4/20の関西線で186便（全国では3/21～4/23で496便）  
うち4/10～30は運休  
※増便予定便、臨時増便（3/21～28の16便）を含む  
→ 3/29からの増便は延期
- ・ジェットスター：4/4、5、11、12、18、19、25、26の成田線（2往復運航日）16便、4/10～5/6運休 計82便

- 3月も利用者が激減していた（ANA、JALで前年比40%程度、ソラシドで前年比50%程度）が、緊急事態宣言後、利用者が更に減少し、減便・運休が増加しており、本県の航空路線網は危機的状況にある。

### ④ フェリー

- ・ 旅客（ドライバー除く）については3月の利用者数が前年比約▲74%であり、特に、団体については▲86%と急激に減少している。  
また、GWの予約数も前年比約▲90%と低迷している。
- ・ 貨物については、一部の工業製品が減少しているものの、大きな影響は見られない。

## ⑤ コンテナ航路

- ・ 中国航路（細島－上海）は、寄港日の遅延が発生していたが、3月以降、通常航行となっている。
- ・ 韓国航路（細島－釜山）は、寄港日の遅延が発生していたが、4月以降、通常航行となっている。
- ・ しかし、東南アジアでの都市封鎖により、海外の港においてコンテナが滞留しつつあり、細島港からの輸出が滞るなど、今後の影響が懸念される。

### 《関係団体が把握している現在の状況》

- ・ イベントの中止や観光客の減少等により、タクシーの利用者が激減している。また、感染症対策が求められるものの、マスクと消毒液が不足している。
- ・ イベントの中止や観光客の減少等により、貸切バスや高速バスの利用者が激減している。また、マスクや消毒液が手に入りにくい状況にある。

## (4) その他

### 《関係団体が把握している現在の状況》

- ・ 医療機関においても、マスクや消毒薬など感染症対策に必要な資材が手に入らない状況になっている。

## II 現時点での主な対応

### 1 感染防止対策と医療提供体制の整備

- ・ 今後の感染拡大に備え、県衛生環境研究所における検査可能数を、3月23日より1日あたり24件から72件に増加させた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に協力いただいている医療機関に対して、国の制度や県の備蓄品を活用したマスクその他の防護具の供給スキームを構築した。
- ・ 政府の緊急対応策に基づく介護施設、障がい者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対するマスク等の供給について、引き続き必要な協力をする。
- ・ 特に重症化リスクが高いとされている高齢者への感染拡大を防止するために、県が独自に使い捨てマスク20万枚を一括購入し、市町村の協力を得て、4月10日以降順次高齢者施設へ配布している。
- ・ 患者が急増するまん延期を想定し、感染症指定医療機関等における病床の確保など、必要な医療体制について協議する「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置するとともに、患者の受入調整をはじめ、病床数や医療スタッフ、医療資器材の確保など各種調整を行う「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部」を設置した。
- ・ 協力医療機関における患者受入病床25床を確保するとともに、軽症者の宿泊療養に対応する宿泊施設を宮崎市内に確保し、4月27日（予定）以降の軽症者の受入を想定し、職員体制やマニュアル等の整備を進めている。

### 2 学校の臨時休業と学校再開に伴って生じる課題への対応

- ・ 国文祭・芸文祭の大会イメージソング「ひなたの真ん中で」に合わせた、一部手話付きの振付動画を大会公式HPに公開し、オリジナルの振付動画の投稿を呼びかけ、

大会公式SNSで紹介する。

- ・教育ネットひむかに「臨時休業中のおすすめサイト」を開設し、自宅学習支援のコンテンツや体力向上・維持のための動画等を掲載した。
- ・県立学校において、学習面・体力面の対策の一環として、春休み期間中の学校図書の出貸日と運動場開放日を設けた。
- ・県立美術館ではホームページ上で切り絵や塗り絵の型紙をダウンロードできるサービスを行っている。
- ・学校再開にあたり、マスクの在庫数が多い県立学校からストックの一部を提供してもらい、在庫数が少ない県立学校への配付を行った。

### 3 事業活動の縮小や雇用への対応

- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージと合わせて、県民が身近に取り組めるアイデア例である「みんなで宮崎を元気にする行動プラン～今、私たちにできること～」を発出。
- ・地域経済への影響緩和を図るため、官民20団体で構成する「みやざき元気！”地産地消”推進県民会議（会長：知事）」から、県民向けに地産地消や応援消費をお願いするメッセージを発出。
- ・売上に影響が出ている県内企業の商品情報をホームページに掲載することで購入促進を図る。
- ・工事又は委託業務について、受注者が感染拡大防止のため、一時中止等の意向を申し出た場合は、一時中止等の措置を行い、必要に応じて契約金額の変更又は期間の延長を行うなど、適切に対応する。
- ・商工業者向け「特別相談窓口」及び雇用に関する「労働相談窓口」を設置し、県内中小企業や労働者等からの相談に対応。
- ・県内中小企業者の資金繰り支援を強化するため、3月13日付で、県中小企業融資制度に「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」を創設。
- ・就職説明会の開催中止等に伴って停滞している採用活動を支援するため、企業がWEB面接等の手法を学ぶセミナーをインターネット上で実施。
- ・技能検定試験について、受験予定者への周知及び便宜を図るため、申込期限を延長。
- ・花きの消費促進として、県内花き関係者で構成する協議会（「みやざき花で彩る未来」推進協議会）と連携し、「みやざき花いっぱいプロジェクト2020」を始動（3月11日）し、家庭や事業所での花飾りや購入の促進や、児童クラブや応募方式による家庭での花育等を推進中。
- ・牛肉の消費を促す「応援消費」の一環として、民間事業所や県職員を含む一般消費者向けの「宮崎牛応援キャンペーン」を実施。
- ・みやざき地頭鶏の消費喚起のため、各事業者と一体となって「応援消費キャンペーン」を実施。
- ・農業者への金融面の支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により、農業経営に支障を来している農業者を支援するため、経済変動・伝染病等対策資金を3月13日付けで発動。指定期限到来のため4月1日付けで再発動。
- ・ICTに関する災害協定に基づくIT企業の協力も得ながら、職員が県庁外の方々とのWeb会議に活用できるタブレット数を増やし、民間企業等のテレワークの推進に寄与する。
- ・県内の経済状況を踏まえ、備品購入の時期や委託料の支払時期の前倒し、精算払から概算払への切替えなど、予算の早期執行及び早期支払い等に努めるとともに、県内市町村においても、同様の取り扱いについて要請を行った。

- ・県税の納税が困難となった県民に対して、猶予制度を周知するチラシの作成や県庁ホームページへの掲載を行うとともに、各県税・総務事務所において、猶予制度などの納税相談等に対して、迅速かつ柔軟に対応する。

## 知事メッセージ

昨日、国は、新型インフルエンザ等特措法に基づく「緊急事態宣言」について、対象地域を全都道府県に拡大することを決定しました。

これは、6道府県（北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府）において、これまで対象地域とされていた7都府県と同程度にまん延が進んでいることや、これら以外の県においても、都市部からの人の移動等により感染集団（クラスター）が発生し、感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化するため決定されたものです。同宣言の対象期間である5月6日までに、この緊急事態を収束させるため、さらなる国民の行動変容を促し、人との接触機会を最低7割、極力8割減らさなければならないものとされております。

宮崎県内では、これまで17人の感染者が確認されております。本日までの感染事例は、すべて国内外において感染が拡大している地域の滞在歴がある方及びその接触者であり、現時点で感染集団（クラスター）や感染経路の不明な事例は確認されておられません。これもひとえに感染拡大防止に向けた県民の皆様や医療関係者等の御理解と御協力によるものと、心より感謝申し上げます。

このように、県内においては、「特定警戒都道府県」と位置づけられた上記13都道府県ほどの感染拡大は見られておりませんが、特に4月に入って感染確認が相次ぎ、予断を許さない状況にあるものと認識しております。

これまで本県では、人の移動が多い4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、感染対策の徹底に努めてまいりましたが、国民が一丸となって感染拡大防止に取り組むという昨日の国の決定を重く受け止め、さらなる取組の強化が必要と考えております。具体的には、県内での感染拡大を防止するため、強い危機感をもって、いわば水際対策としての県外との往来の自粛をはじめ、県内の感染状況も見極めながら、できる限り人と人との接触機会を減らしていく取組を進めてまいります。

このため、県内全域を対象として、国の緊急事態宣言の対象期間と同じ5月6日まで、以下の項目について要請又は対応を行うことといたします（詳細は別紙）

- (1) 県民の皆様へ
- (2) 県外の皆様へ
- (3) 県の主催するイベント等・公の施設
- (4) 県民や市町村等への要請
- (5) 県立学校

県内にウイルスを持ち込まないよう、また感染の連鎖を生じさせないよう徹底を図り、今後とも医療提供体制を確保していくためには、今が極めて大切な時期です。県民の皆様には、さまざまな我慢や行動の制約をお願いすることとなりますが、県民の命と健康を守ることが最優先である、という強い思いでお願いするものです。何とぞ御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいいたします。

一方、本県の県民生活や地域経済には大きな影響が生じており、新型コロナウイルスとの戦いは長期にわたることが見込まれます。このため、県内生産者を支え、地域経済を維持していくため、今できることとして、地産地消による「応援消費」を積極的に進めるとともに、国の緊急経済対策に呼応し、スピード感をもって県の補正予算を編成するなど、経済対策にも全力で取り組んでまいります。

また、外出を控えて家で過ごす時間を増やす中でも、県民の皆様には、毎日を健康で楽しく過ごしていただくことが大切になります。このため、地産地消による「応援消費」も含め、皆さんが日頃の生活の中で取り組むことのできる身近なアイデア例を紹介した「みんなで宮崎を元気にする行動プラン」を改定しました。あわせて御理解と御協力をお願いいたします。

人が集まらなければウイルスは広がりません。人間は、人と人とのつながりを大切にすることで今の社会を築き、日々の生活を豊かなものとしてまいりました。新型コロナウイルス対策のため、家族や友人とのふれ合いを我慢しなければならない現状は、私たちにとってとてもつらいことです。

あなた自身や、あなたの大切な人を守るため、今は思いやりの心をもって、お互いの距離をとっていきましょう。そして、県民が心を一つに取り組むことにより、古来より「天岩戸神話」として語り継がれてきたように、将来に向けて希望の光を取り戻していきましょう。